

5 平成19年度保健統計調査について

1 平成19年度衛生行政報告例の概要

(1) 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 報告の種類

年度報とする。

(4) 報告の事項

精神保健福祉関係
栄養関係
衛生検査関係
生活衛生関係
食品衛生関係
乳肉衛生関係
医療関係
薬事関係
母体保護関係
特定疾患（難病）関係
狂犬病予防関係

(5) 報告の方法及び系統

- ① 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。
- ② 報告の経路は次のとおりである。

厚生労働省 ————— 都道府県・指定都市・中核市

(6) 報告の時期

国への提出期限 平成20年5月末日

(7) 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載する。

2 平成19年度地域保健・老人保健事業報告の概要

(1) 報告の目的

地域保健・老人保健事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

(3) 報告の種類

年度報とする。

(4) 報告の主な事項

母子保健等のサービスの実施状況

保健所の連絡調整等の実施状況

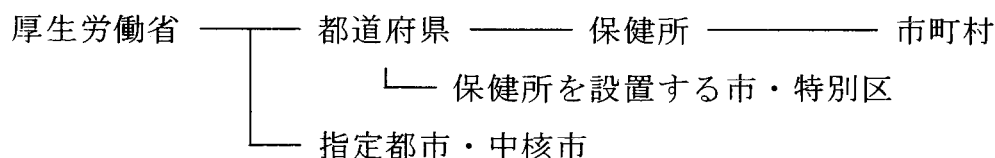
職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況

老人保健事業の実施状況

(5) 報告の方法及び系統

① 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。

② 報告の経路は次のとおりである。



(6) 報告の時期

国への提出期限 平成20年6月末日

(7) 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「地域保健・老人保健事業報告」として、速やかに公表するとともに厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

3 保健統計関係調査のオンライン報告の推進について

保健統計室では、報告の迅速性、正確性及び負担軽減を図るために、調査票内の計算や内容審査が自動的に行えるよう調査票の電子化を進めており、一部の調査を除き電子報告様式でのオンライン報告を受け付けているところである。今後も積極的な電子報告様式の利用及びオンラインでの報告をお願いする。

(1) オンライン報告の現状について

電子報告様式は Excel 形式のファイルであり、合計を出すための計算式や、入力支援・内容審査のためのマクロなどが含まれている。

電子報告様式は WISH*1 または LGWAN*2 からダウンロードでき、WISH または LGWAN に接続していない利用者もユーザ ID とパスワードの配布を受ける事でインターネットからダウンロードが可能である。

記入済みの電子報告様式は WISH または LGWAN を経由(または FD を郵送)して厚生労働省に報告する。

電子報告様式のオンライン報告実施率は、以下のとおりである。

調査名	オンライン報告実施率
衛生行政報告例	都道府県 100.0%、指定都市 100.0% 中核市 100.0% (平成 17 年度分)
地域保健・老人保健事業報告	都道府県(保健所分 97.8%、市町村分 95.7%) 指定都市 100.0%、中核市 100.0% (平成 17 年度分)
医療施設動態調査	44.1% (平成 18 年 12 月調査分)
病院報告	21.8% (平成 18 年 11 月調査分)

*1 WISH (厚生労働行政情報総合情報システム) とは、厚生労働省大臣官房統計情報部が運用する施設等機関、地方公共団体(都道府県、保健所)を専用のネットワークで接続したシステムである。

WISH ホームページ <http://www.wish.mhlw.go.jp/> WISH ネットワークからのみ接続可
インターネット <https://shinsei.mhlw.go.jp/> ユーザ ID とパスワードが必要

*2 LGWAN (総合行政ネットワーク) とは地方公共団体が運用する、地方公共団体の庁内 LAN と霞が関 WAN を相互に接続したシステムである。

(2) オンライン報告の今後について

地域保健・老人保健事業報告について平成 18 年度分報告より効率化等の観点から WISH から LGWAN への切り替えをお願いする。

各調査の電子報告様式について機能改善を行っていくほか、記入要領などについてもダウンロードできるようにするなど、今後もご意見を伺いながら引き続き改善を図っていく。

○ オンライン報告実施率（単位：%）

指定都市・中核市(別掲)

	衛生行政 報告例 (平成17年度)		衛生行政 報告例 (平成17年度)
	オンライン (LGWAN)		オンライン (LGWAN)
都道府県・ 指定都市・ 中核市	100.0(98/98)	指定都市・ 中核市	100.0(51/51)
全国	100.0(47/47)	指定都市	100.0(14/14)
北海道	○	札幌市	○
青森県	○	仙台市	○
岩手県	○	さいたま市	○
宮城県	○	千葉市	○
秋田県	○	横浜市	○
山形県	○	川崎市	○
福島県	○	静岡市	○
茨城県	○	名古屋	○
栃木県	○	京都市	○
群馬県	○	大阪市	○
埼玉県	○	神戸市	○
千葉県	○	広島市	○
東京都	○	北九州市	○
神奈川	○	福岡市	○
新潟県	○	中核市	100.0(37/37)
富山県	○	旭川市	○
石川県	○	函館市	○
福井県	○	秋田市	○
山梨県	○	郡山市	○
長野県	○	いわき市	○
岐阜県	○	宇都宮市	○
静岡県	○	川崎市	○
愛知県	○	船橋市	○
三重県	○	横須賀市	○
滋賀県	○	相模原市	○
京都府	○	新潟市	○
大阪府	○	富山市	○
兵庫県	○	金沢市	○
奈良県	○	長野市	○
和歌山県	○	岐阜市	○
鳥取県	○	浜松市	○
島根県	○	豊橋市	○
岡山県	○	豊田市	○
広島県	○	岡崎市	○
山口県	○	堺市	○
徳島県	○	高槻市	○
香川県	○	東大阪市	○
愛媛県	○	姫路市	○
高知県	○	奈良市	○
福岡県	○	和歌山市	○
佐賀県	○	岡山市	○
長崎県	○	倉敷市	○
熊本県	○	福山市	○
大分県	○	下関市	○
宮崎県	○	高松市	○
鹿児島県	○	松山市	○
沖縄県	○	高知市	○
		長崎市	○
		熊本市	○
		大分市	○
		宮崎市	○
		鹿児島市	○

指定都市・中核市(別掲)

	地域保健・老人保健事業報告 (平成17年度)			地域保健・老人 保健事業報告 (平成17年 度)
	保健所分	市町村分		オンライン (WISH及び LGWAN)
	オンライン (WISH及び LGWAN)	オンライン (WISH及び LGWAN)		オンライン (WISH及び LGWAN)
全国	97.9(46/47)	95.7(45/47)	指定都市・ 中核市	100.0(51/51)
北海道	100.0	100.0	指定都市	100.0(14/14)
青森県	100.0	100.0	(特別区)	○
岩手県	100.0	100.0	札幌市	○
宮城県	100.0	100.0	仙台市	○
秋田県	100.0	100.0	さいたま市	○
山形県	100.0	100.0	千葉市	○
福島県	100.0	100.0	横浜市	○
茨城県	100.0	100.0	川崎市	○
栃木県	100.0	100.0	静岡市	○
群馬県	100.0	100.0	名古屋市	○
埼玉県	100.0	100.0	京都市	○
千葉県	100.0	100.0	大阪市	○
東京都	100.0	100.0	神戸市	○
神奈川	100.0	100.0	広島市	○
新潟県	100.0	100.0	北九州市	○
富山県	100.0	100.0	福岡市	○
石川県	100.0	100.0	中核市	100.0(37/37)
福井県	100.0	100.0	旭川市	○
山梨県	100.0	100.0	函館市	○
長野県	100.0	100.0	秋田市	○
岐阜県	100.0	100.0	郡山市	○
静岡県	100.0	100.0	いわき市	○
愛知県	100.0	100.0	宇都宮市	○
三重県	100.0	100.0	川崎市	○
滋賀県	100.0	100.0	船橋市	○
京都府	100.0	100.0	横須賀市	○
大阪府	100.0	100.0	相模原市	○
兵庫県	100.0	100.0	新潟市	○
奈良県	100.0	94.9	富山市	○
和歌山	100.0	100.0	金沢市	○
鳥取県	100.0	100.0	長野市	○
島根県	100.0	100.0	岐阜市	○
岡山県	100.0	100.0	浜松市	○
広島県	100.0	100.0	豊橋市	○
山口県	100.0	100.0	豊田市	○
徳島県	100.0	100.0	岡崎市	○
香川県	100.0	100.0	堺市	○
愛媛県	100.0	100.0	高槻市	○
高知県	100.0	100.0	東大阪市	○
福岡県	100.0	100.0	姫路市	○
佐賀県	100.0	100.0	奈良市	○
長崎県	100.0	100.0	和歌山市	○
熊本県	100.0	100.0	岡山市	○
大分県	100.0	100.0	倉敷市	○
宮崎県	-	-	福山市	○
鹿児島	100.0	100.0	下関市	○
沖縄県	100.0	100.0	高松市	○
			松山市	○
			高知市	○
			長崎市	○
			熊本市	○
			大分市	○
			宮崎市	○
			鹿児島市	○

[算出方法]

・オンライン報告実施率

オンライン報告箇所数
 $(\text{オンライン報告箇所数} + \text{オンライン以外の報告箇所数}) \times 100$

注：報告対象箇所が一箇所のみで、電子報告された場合は「○」印とした。

注：「指定都市」、「指定都市・中核市」の計には特別区を含まない。

	医療施設動態調査		病院報告	
	平成18年12月分		平成18年11月分	
	オンライン (LGWAN)	オンライン (WISH)	オンライン (LGWAN)	FD
全国	27.8	16.3	16.2	5.6
北海道	100.0	-	40.3	-
青森県	-	100.0	-	16.3
岩手県	-	-	25.7	-
宮城県	-	-	-	25.3
秋田県	-	-	-	-
山形県	-	-	25.9	-
福島県	100.0	-	2.9	-
茨城県	-	-	-	31.6
栃木県	-	100.0	-	25.0
群馬県	100.0	-	41.0	-
埼玉県	-	-	-	5.2
千葉県	85.2	-	24.2	-
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	44.9	-	29.6
新潟県	-	-	14.4	-
富山県	100.0	-	28.1	-
石川県	100.0	-	2.3	-
福井県	-	100.0	-	11.4
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-
岐阜県	-	100.0	-	14.2
静岡県	-	100.0	-	41.5
愛知県	-	-	15.0	-
三重県	-	-	-	20.1
滋賀県	100.0	-	83.3	-
京都府	-	-	-	-
大阪府	93.2	-	16.3	-
兵庫県	-	-	-	6.5
奈良県	-	-	-	-
和歌山県	100.0	-	-	-
鳥取県	-	-	-	50.8
島根県	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-
広島県	100.0	-	-	-
山口県	-	-	16.8	-
徳島県	-	-	-	22.9
香川県	-	100.0	-	-
愛媛県	-	-	32.0	-
高知県	-	-	-	27.8
福岡県	-	100.0	100.0	-
佐賀県	100.0	-	30.2	-
長崎県	-	-	-	7.5
熊本県	-	100.0	40.0	-
大分県	-	-	16.3	-
宮崎県	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	5.0	-
沖縄県	61.5	-	4.2	-

(参考)

1 平成17年医療施設調査の結果について

(1) 病院の施設数は減少、診療所は増加

病院は 9,026 施設、一般診療所は 97,442 施設、歯科診療所は 66,732 施設となっており、前年に比べ、それぞれ 51 施設減少、391 施設増加、175 施設増加している。
 一般診療所の「有床」は 1,288 施設減少し、「無床」は 1,679 施設増加している。

(2) 病院、診療所とも病床数は減少

病院は 1,631,473 床、一般診療所は 167,000 床、歯科診療所は 164 床となっており、前年に比べ、それぞれ 80 床、14,001 床、4 床減少している。

施設の種別別にみた施設数・病床数

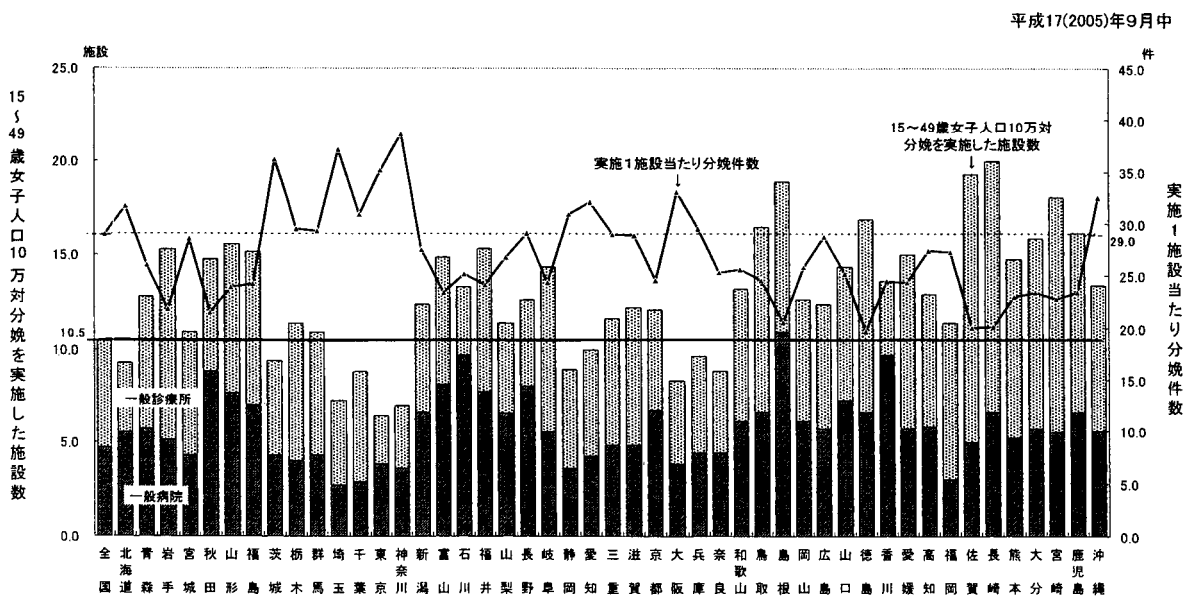
各年10月1日現在

	施設数				病床数			
	平成17年 (2005)	平成16年 (2004)	対前年		平成17年 (2005)	平成16年 (2004)	対前年	
			増減数	増減率(%)			増減数	増減率(%)
総数	173 200	172 685	515	0.3	1 798 637	1 812 722	△ 14 085	△ 0.8
病院	9 026	9 077	△ 51	△ 0.6	1 631 473	1 631 553	△ 80	△ 0.0
一般診療所	97 442	97 051	391	0.4	359 230	349 450	9 780	2.8
有床	13 477	14 765	△ 1 288	△ 8.7	167 000	181 001	△ 14 001	△ 7.7
無床	83 965	82 286	1 679	2.0	24 681	24 373	308	1.3
歯科診療所	66 732	66 557	175	0.3	164	168	△ 4	△ 2.4

(3) 「15～49歳女子人口10万対分娩を実施した施設数」は、全国で10.5施設 「実施1施設当たり分娩件数」は、全国で29.0件

平成17年9月中の「15～49歳女子人口10万対分娩を実施した施設数」（一般病院と一般診療所の合計）は、長崎県、佐賀県などで多く、「実施1施設当たり分娩件数」は、神奈川県、埼玉県などで多くなっている。

都道府県別にみた分娩を実施した施設の状況



(4) 電子カルテシステムを「医療機関全体で導入している」病院は5.2%、一般診療所は6.3%

「400床以上」の一般病院で、電子カルテシステムを「医療機関全体で導入している」施設は、17.9%、「医療機関内の一部」は3.2%、「具体的な導入予定がある」は35.2%

電子カルテシステムの導入状況

平成17(2005)年10月1日現在

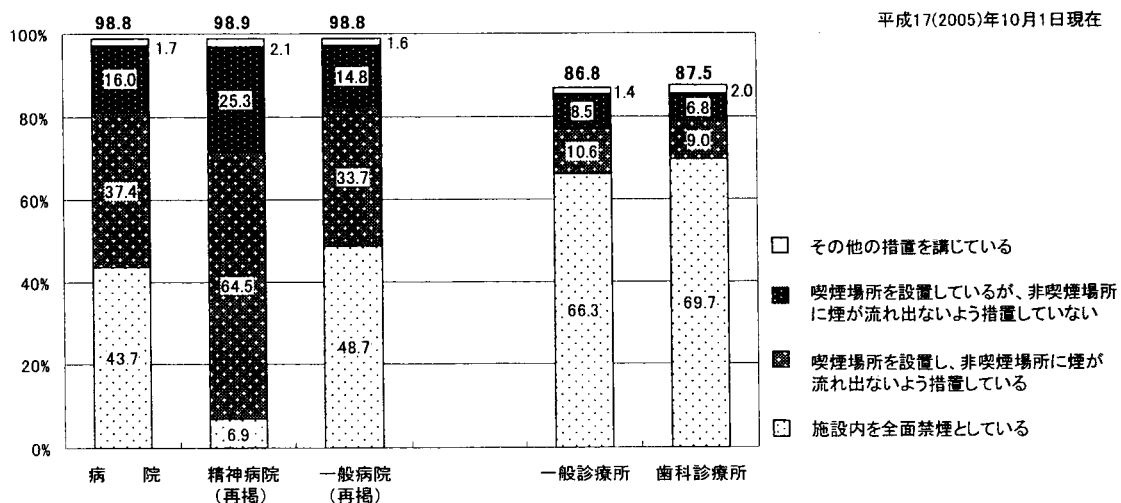
	施設数	施設数に対する割合(%)				
		総数	導入している		導入していない	
			医療機関全体	医療機関内の一部	具体的な導入予定がある	予定なし
病院	9 026	100.0	5.2	1.7	17.6	75.5
一般病院(再掲)	7 952	100.0	5.6	1.8	18.5	74.1
20～49床	1 205	100.0	1.7	1.7	11.5	85.2
50～399床	6 025	100.0	5.0	1.6	17.9	75.6
400床以上	722	100.0	17.9	3.2	35.2	43.8
一般診療所	97 442	100.0	6.3	1.3	3.6	88.7
有床	13 477	100.0	3.9	2.2	5.8	88.1
無床	83 965	100.0	6.7	1.2	3.3	88.8
歯科診療所	66 732	100.0	20.8		79.2	

(5) 受動喫煙防止の何らかの対策を講じている施設は、病院は98.8%、一般診療所は86.8%、歯科診療所は87.5%

「施設内を全面禁煙としている」一般病院は48.7%、精神病院は6.9%となっており、精神病院では「喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないように措置している」の割合が高くなっている。

受動喫煙防止対策の状況

平成17(2005)年10月1日現在



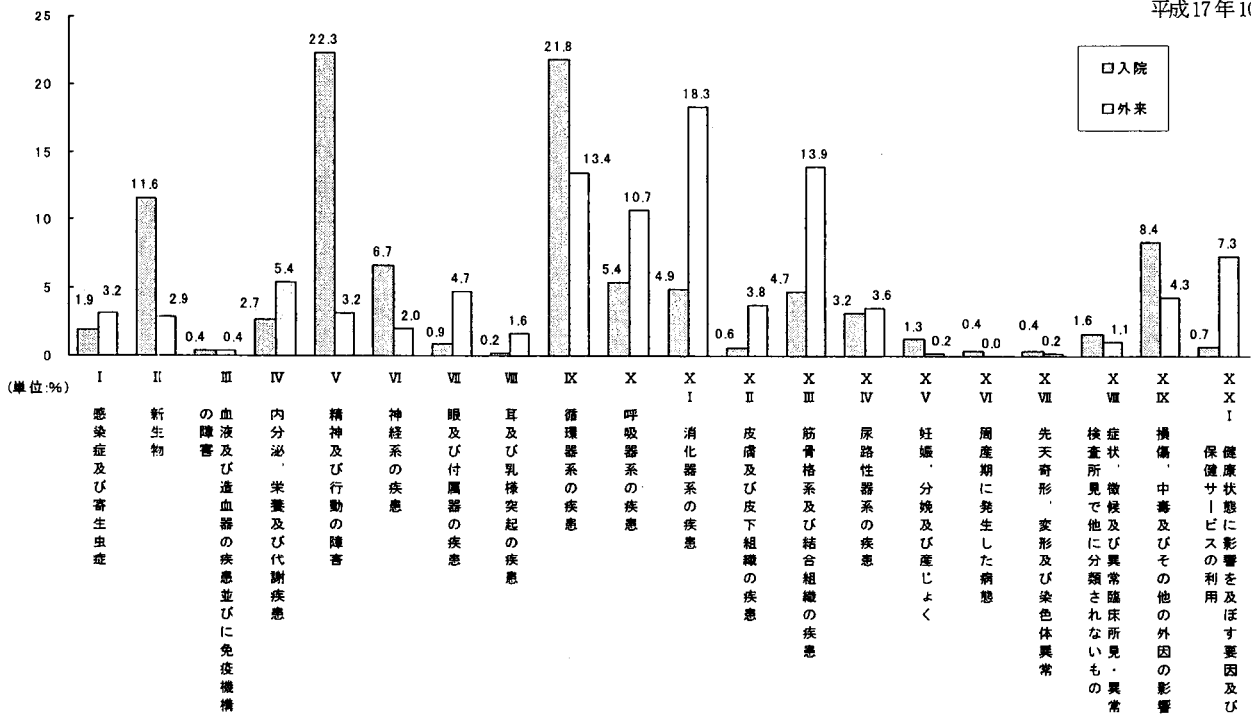
2 平成17年患者調査の結果について

(1) 推計患者数

調査日に、全国の医療施設（病院、一般診療所及び歯科診療所）で受療した推計患者数は、入院146万3千人、外来709万2千人であり、入院、外来別の傷病分類別の構成割合については、平成14年調査と大きな変化はない。

入院、外来別の傷病分類別の構成割合

平成17年10月

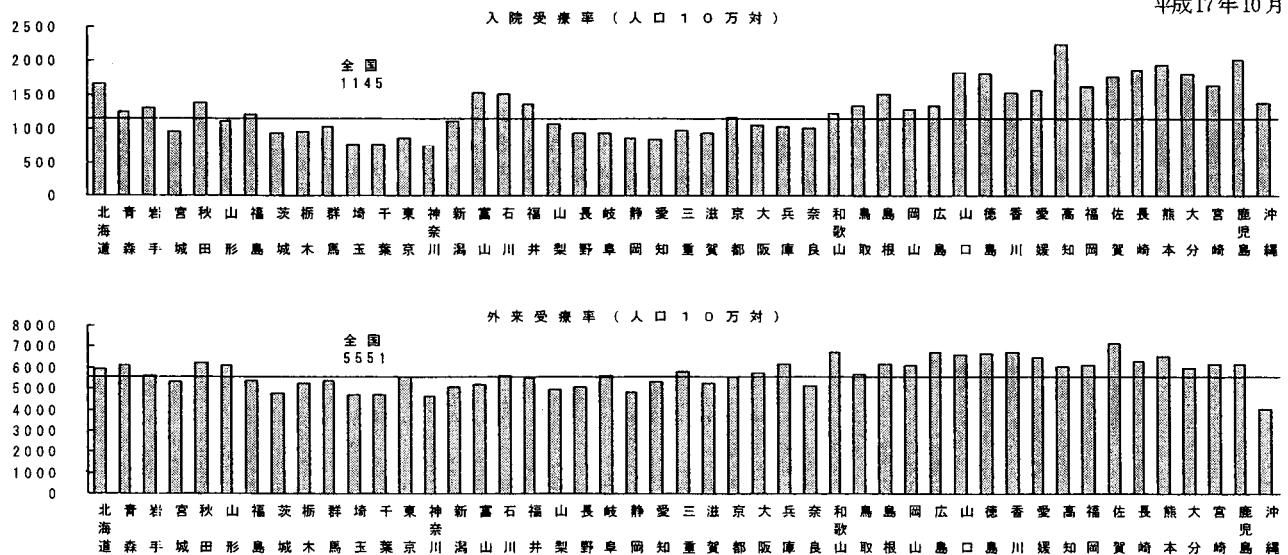


(2) 受療率

全国の受療率は、入院1,145、外来5,551である。これは調査日に人口の約1.1%が入院し、約5.6%が外来を受診していることを示している。

都道府県（患者住所地）別にみた受療率(人口10万対)

平成17年10月

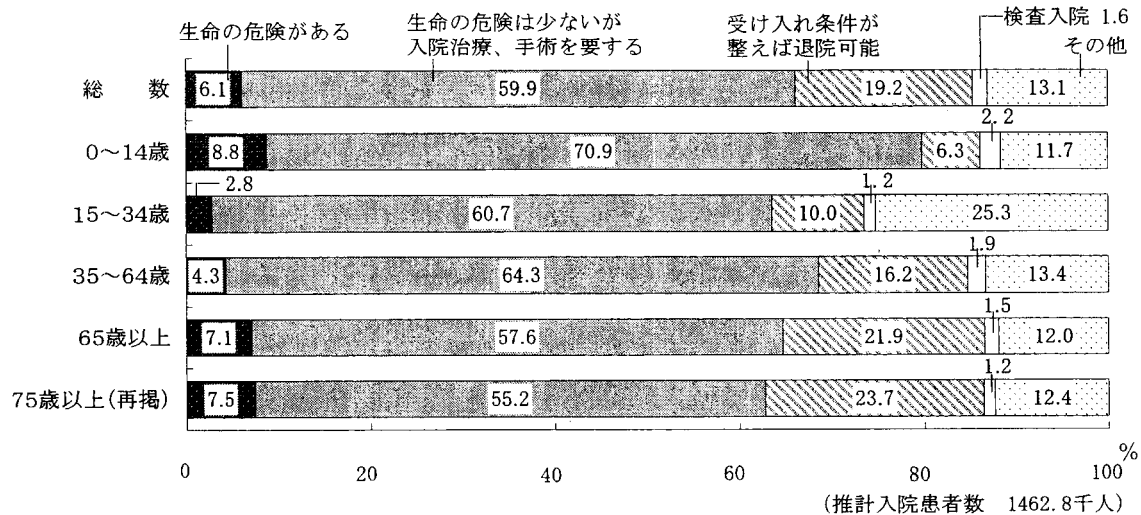


(3) 入院患者の状況

入院の状況を見ると、「生命の危険がある」6.1% (8万9千人)、「生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する」59.9% (87万7千人)、「受け入れ条件が整えば退院可能」19.2% (28万2千人)、「検査入院」1.6% (2万3千人) となっている。

年齢階級別にみた入院の状況別推計入院患者数の構成割合

平成17年10月



(4) 総患者数 (継続的に医療を受けているが、調査日には医療施設で受療していない者を含めた数)

主要な傷病についての総患者数は、「高血圧性疾患」約781万人、「歯及び歯の支持組織の疾患」約566万人、「糖尿病」約247万人、「悪性新生物」約142万人、「脳血管疾患」約137万人、「白内障」約129万人となっている。

主要な傷病の総患者数

(単位：千人)

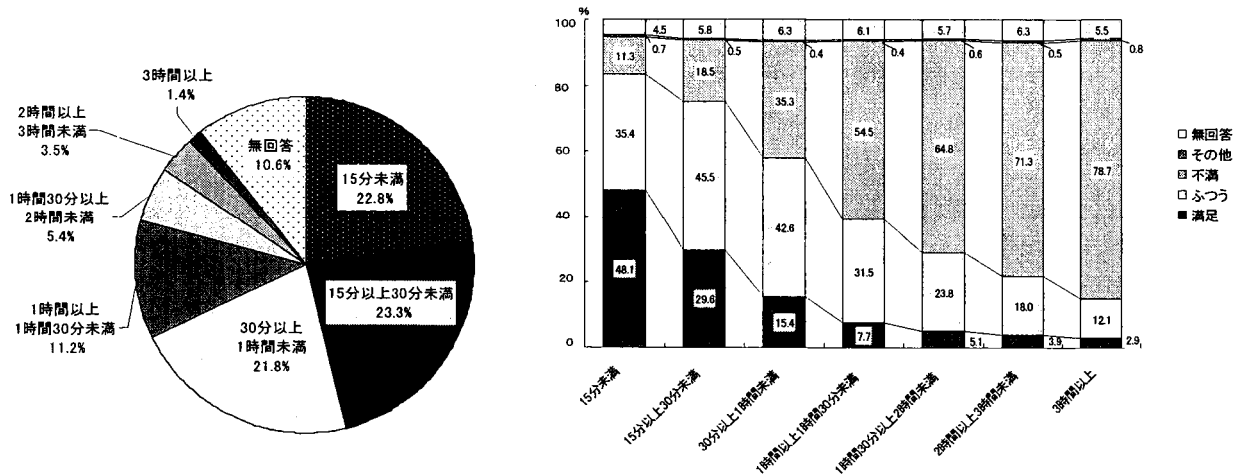
平成17年10月

	総数	男	女
結核	39	20	18
ウイルス肝炎	410	208	202
悪性新生物	1 423	792	630
胃の悪性新生物	208	135	73
大腸の悪性新生物	214	115	99
肝及び肝内胆管の悪性新生物	68	46	21
気管、気管支及び肺の悪性新生物	123	79	44
乳房の悪性新生物	156	2	154
糖尿病	2 469	1 323	1 147
血管性及び詳細不明の認知症	145	46	99
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	757	362	396
パーキンソン病	145	64	81
アルツハイマー病	176	47	128
白内障	1 288	377	913
中耳炎	221	110	111
高血圧性疾患	7 809	3 126	4 691
虚血性心疾患	863	461	403
脳血管疾患	1 365	666	699
喘息	1 092	550	542
歯及び歯の支持組織の疾患	5 664	2 384	3 280
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	632	336	297
肝疾患	312	180	132
アトピー性皮膚炎	384	187	197
関節リウマチ	317	64	253
前立腺肥大(症)	459	459	.

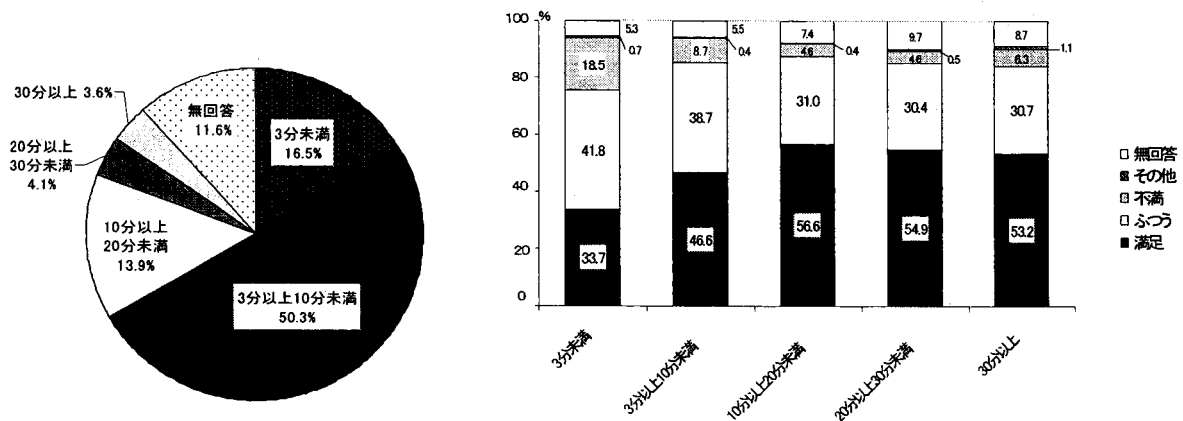
注：総患者数は表章単位ごとの平均診療間隔を用いて算出するため、男と女の合計が総数に合わない場合がある。

3 平成17年受療行動調査の結果について

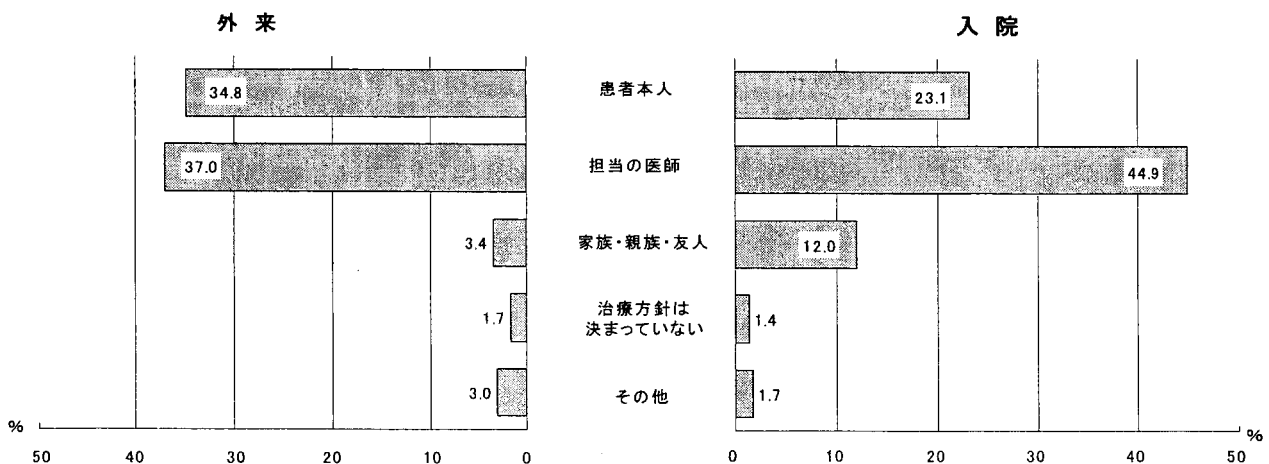
(1) 外来患者の待ち時間は「15分以上30分未満」が23.3%と最も多くなっている。待ち時間別に満足度をみると、「15分未満」の「満足」が48.1%となっており、「1時間以上1時間30分未満」以降では、不満が5割を超えている。



(2) 外来患者の診察時間は「3分以上10分未満」が50.3%と最も多くなっている。診察時間別に満足度をみると、「不満」は診察時間が「3分未満」で18.5%と最も高く、「満足」は「10分以上20分未満」以降では、ほぼ横ばいとなっている。

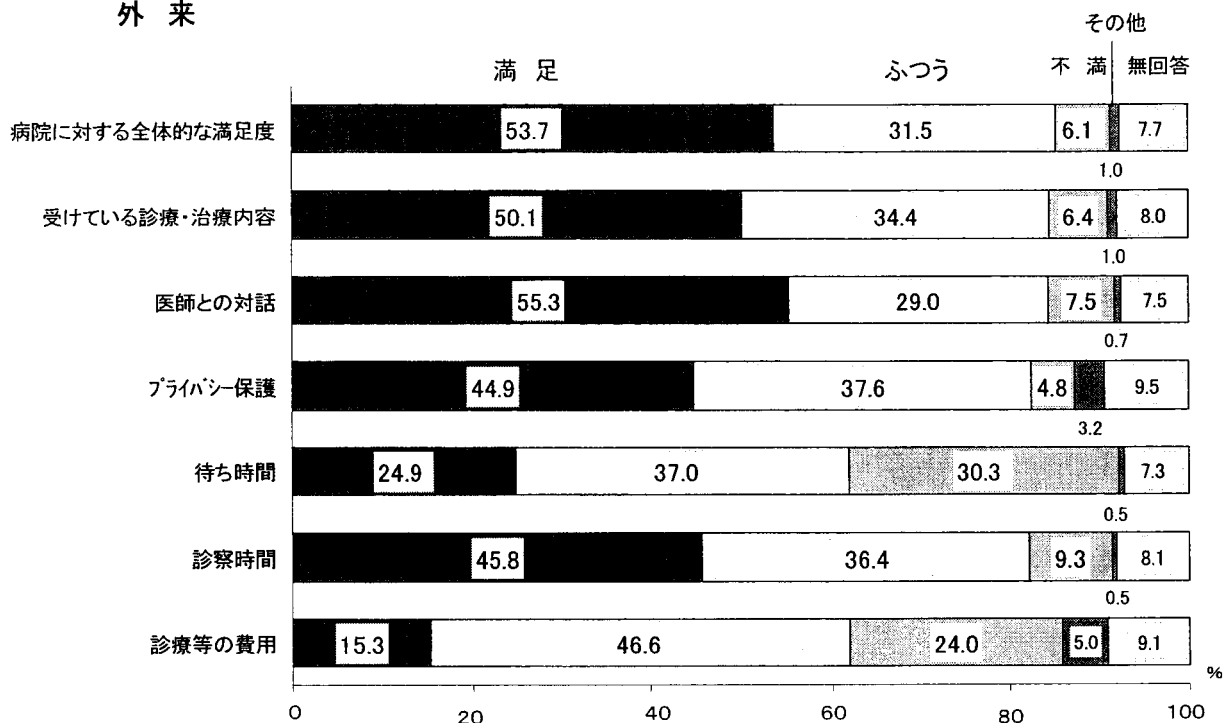


(3) 治療方針の決定者は、入院では「患者本人」が低く、「担当の医師」「家族・親族・友人」が高い。

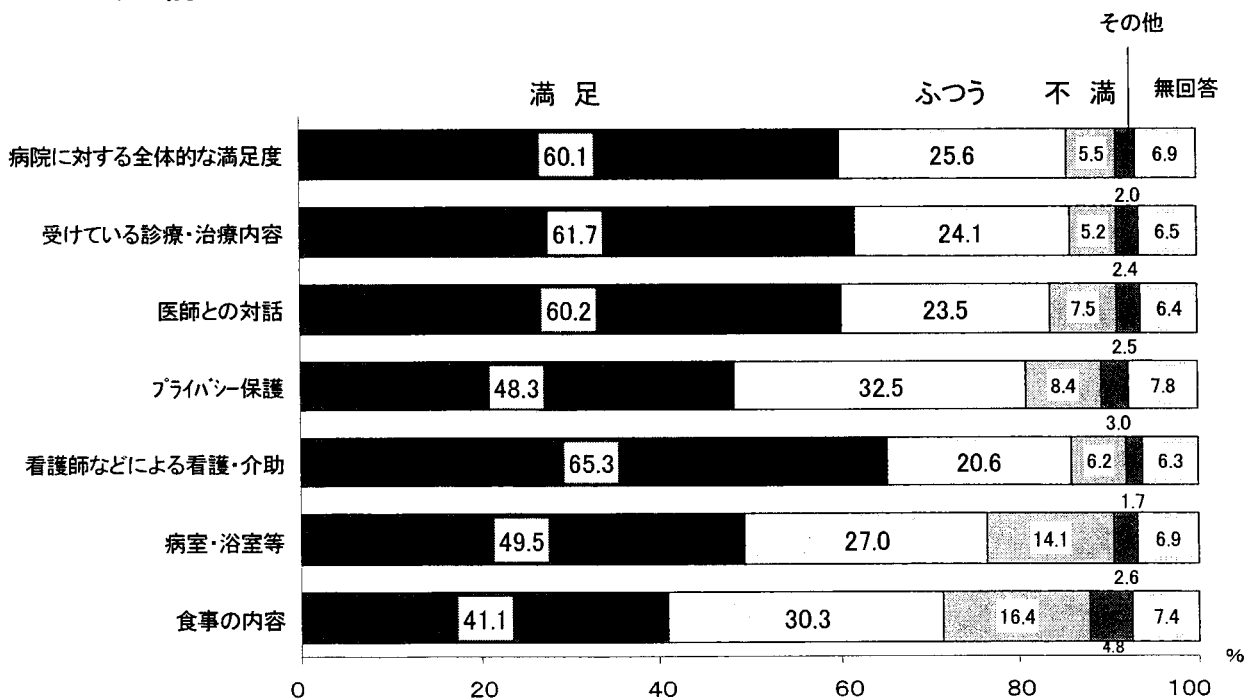


(4) 病院に対する全体的な満足は 外来患者 53.7% 入院患者 60.1%
 不満は 外来患者 6.1% 入院患者 5.5%

外 来



入 院



注：数値は四捨五入したもの

6 平成19年社会福祉施設等調査の概要（案）

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

施設票：全国における社会福祉施設等を対象とし、その全数を客体とする。

事業所票：全国における障害者自立支援法による施設障害福祉サービス及び障害福祉サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成19年10月1日

4 調査の事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況 等

事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数 等

5 調査の方法及び系統

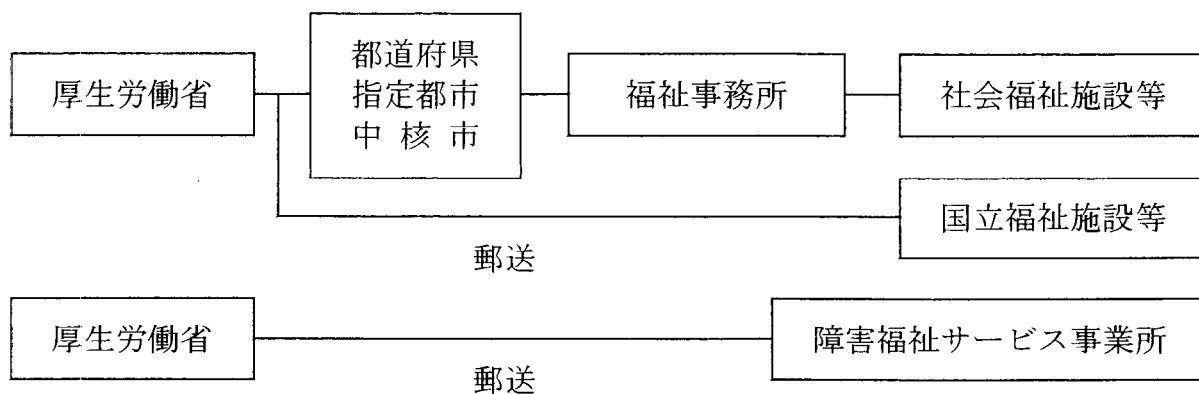
(1) 調査の方法

ア 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。

イ 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付する。

ウ 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、国立福祉施設管理者が調査票を記入する。

(2) 調査の系統



6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は「平成19年社会福祉施設等調査結果の概況」及び「平成19年社会福祉施設等調査報告(報告書)」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

【 調査対象施設・事業所 】

【 施設：86種類 】

- 1 生活保護法による保護施設（5種類）
救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
- 2 老人福祉法による老人福祉施設（9種類）
養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）、老人介護支援センター
- 3 障害者自立支援法による障害者支援施設等（25種類）
 - （1）障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム（3種類）
 - （2）旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設（9種類）
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場
 - （3）旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設（7種類）
知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設
 - （4）改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設（6種類）
精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所、通所）、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者福祉工場
- 4 身体障害者福祉法による社会参加支援施設（8種類）
身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設
- 5 売春防止法による婦人保護施設（1種類）
婦人保護施設
- 6 児童福祉法による児童福祉施設（25種類）
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園
- 7 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設（2種類）
母子福祉センター、母子休養ホーム
- 8 その他の社会福祉施設等（11種類）
授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、有料老人ホーム

【 事業所：15種類 】

障害者自立支援法による施設障害福祉サービス・障害福祉サービス事業所等

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護サービス、生活介護サービス、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者包括支援事業所、共同生活介護事業所、施設入所支援サービス、自立訓練サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援サービス（A型、B型）、共同生活援助事業所